

新型コロナウイルス感染症に対応した  
社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月20日  
東伊豆町教育委員会

## 1 基本的な利用基準

- (1) 利用者はマスクを原則着用することとしますが、体調や状況に応じて、各自で判断すること。熱中症に注意すること。
- (2) 入館時には玄関に設置してある消毒薬により、手指消毒を行うこと。
- (3) 他の来館者と十分な距離（できるだけ2m以上）を確保すること。
- (4) 利用中に大きな声で会話や応援等をしないこと。
- (5) 利用前・利用後には換気をし、利用中1時間ごとに5分以上の換気を行うこと。
- (6) 当日、体温が平熱よりも高い方、発熱がなくても風邪の諸症状（のどの痛み・咳・体のだるさ等）がある方、体調が悪い方は来館を控えること。
- (7) こまめに休憩をとること。ただし、1ヶ所に集中しての休憩、休憩中の会話や密集する行動、利用者相互が接触するような行為は控えること。
- (8) 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離を取って対面を避け、会話は控えめにすること。
- (9) 利用後は備え付けの施設用消毒液にて利用した箇所、施設の消毒をすること。
- (10) 感染拡大防止のため、ゴミは必ず持ち帰ること。
- (11) 組織・団体の代表者は、感染症予防対策のため「利用者名簿」を作成し、管理者に求められた場合は提出すること。
- (12) 感染防止のため、教育委員会の指示に従うこと。
- (13) 利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、教育委員会に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。

## 2 利用者の利用基準

- (1) 利用後の消毒の徹底
  - 【消毒する場所等】
  - ①共用するスポーツ用具
  - ②館内やトイレ等のドアノブや取っ手、複数の利用者が触ると考えられる場所
  - ③休憩スペース（テーブルやイス等）
- (2) 十分な距離の確保
  - 運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人と距離（できるだけ2m以上）を空けること。
  - 強度が強い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空けること。
- (3) 位置取り
  - 走る・歩く運動・スポーツにおいては、前の人の呼気の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置すること。

(4) その他

- ①運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと。
- ②タオルの共用はしないこと。

3 施設ごとの利用者数の上限

以下の利用者数上限を目安に利用してください。

施設名	内容	利用者数上限 (1人4㎡)
町立体育センター	体育室(半面)	概ね 176人
	多目的室	概ね 127人
稲取小学校体育館	1階	概ね 183人
	2階	概ね 169人
熱川小学校体育館	1階	概ね 230人
	2階	概ね 76人
稲取中学校体育館	1階	概ね 214人
	2階	概ね 42人
熱川中学校体育館	1階	概ね 220人
	2階	概ね 65人

# 利用者名簿

施設名 \_\_\_\_\_

団体名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

利用日 \_\_\_\_\_

利用時間 \_\_\_\_\_

活動内容 \_\_\_\_\_

No.	氏名	住所	電話番号	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				